

駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書

令和 年 月 日

(あて先)東大阪市長

(道路管理課扱い)

申込者 住所

氏名

使用目的			
使用場所	駅前交通広場	道路占用許可書ID	
使用責任者	氏名		
	連絡先		
使用日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの 日間		
コンセント番号	(※コンセント番号は、ガイドライン参照)		
使用料	500円/日× 系統(100v 15A) × 日間 = 円		
使用する電気機器	電気機器名	数量	

駅前交通広場等電気コンセント設備使用承認証

上記のとおり承認する。ただし、以下の条件を付する。

- (条件)
- 1 申込者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 申込み時には、道路占用許可書も提示すること。
 - 3 道路占用許可を受けた目的以外で使用しないこと。
 - 4 本承認書は、電気設備使用中も携帯すること。
 - 5 使用料は、申込時に窓口にて現金で支払うこと。
 - 6 支払った電気料金は返還しない。
 - 7 鍵の貸出しは、原則使用日の前日とする。前日が休日の場合は、開庁している日の直近日とする。
 - 8 鍵の貸出しの際は、借用書を提出し本承認証と身分証明書も併せて提示すること。
 - 9 鍵の返却は、使用期限の翌日とする。翌日が閉庁している場合は、開庁日に最も近い日とする。
 - 10 電源を利用する場合、ケーブル等で養生し、歩行者等の妨げにならないようにすること。
 - 11 点字誘導ブロック等のバリアフリー施設の妨げにならないようにすること。
 - 12 電源及び電気機器等を使用する場合、感電事故等がないよう安全に配慮すること。
 - 13 アンプ等の音響機器を使用する場合は、周辺への環境を配慮すること。
 - 14 電気設備使用後は、施錠し原状回復すること。
 - 15 電気設備使用に関係のない周辺機器には触れないこと。
 - 16 使用に際し苦情等があった場合は、使用者にて対応すること。
 - 17 容量を超えて使用しブレーカが落ちた場合は、使用中止となります。
 - 18 鍵を貸出している期間(市へ返却していない期間を含める)、電気使用者の管理不足により東大阪 市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
 - 19 災害等の緊急の場合、使用期間内であっても、その需要のために利用させること。
 - 20 電気コンセント設備の位置については、本用紙裏面を確認すること。
 - 21 鍵の貸出しについて、「鍵借用書」を1部提出すること。その際、鍵借用責任者の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカード表面の現物)を提示すること。コピーします。
 - 22 その他、市の指示や指導があった場合、速やかに従うこと。

承認印